

2024年9月4日(水)

(午後3時現在)

愛知県防災安全局防災部災害対策課

災害対策グループ

担当 原、山田

内線 2543、2511

ダイヤルイン 052-954-6193

台風第10号による被害状況等について(第8報)

1 被害状況

(1) 人的被害

死者：3人(蒲郡市：70代男性1人、70代女性1人、
30代男性1人/土砂崩れによる生き埋め)
重傷：1人(蒲郡市：40代女性1人/土砂崩れによる生き埋め)
軽傷：1人(蒲郡市：40代女性1人/土砂崩れによる生き埋め)

(2) 住家被害

全壊：1棟(蒲郡市/土砂崩れによる住家被害)
一部損壊：3棟(新城市)
床上浸水：1棟(新城市)
床下浸水：20棟(新城市)

(3) 非住家被害

その他：4棟(新城市)

(4) 農林水産被害

被害合計額(速報値)：190,405千円
被害市町村数：5市町(新城市・設楽町・豊橋市・蒲郡市・田原市)
農業被害：13,705千円(豊橋市・農作物被害・5.3ha、施設等被害・5件、
田原市・農作物被害・21.4ha、施設等被害・1件)
農地・農業用施設被害：63,000千円(新城市・法面損壊・17か所、取水施設等
損壊・2か所、豊橋市・埋没・2か所、水路損壊・2か所)
林業被害：112,500千円(新城市・山腹崩壊・2か所、
蒲郡市・山腹崩壊・1か所)
水産業被害：1,200千円(新城市・設楽町・施設被害・2か所)

<農林水産被害に関する問い合わせ先>

農業水産局農政部農政課広報・調整グループ

内線 3623、3654 ダイヤルイン 052-954-6391

(5) 商工被害(中小企業等)

被害件数・合計額(速報値)：6件、1,917千円

被害市町村数：4市(豊橋市、田原市、新城市、津島市)

主な被害：工場の浸水、機械設備の故障 等

<商工被害に関する問い合わせ先>

経済産業局産業部産業政策課広報・企画調整グループ

内線 3321、3323 ダイヤルイン 052-954-6330

(6) その他の主な被害

道路：損壊9か所（新城市：一般国道151号、主要地方道長篠東栄線〔2か所〕、一般県道新城引佐線（県管理）、市道神ノ前大久保線（市管理）、田原市：一般県道赤羽根泉港線（県管理）、市道赤羽根山ノ田赤羽根北浦線、市道馬草黒ケ谷線（市管理）、市道シンチウ高松竹ノ内線）

河川：越水4河川（新城市：幽玄川、沖野川（市管理）、田原市：汐川（県管理）、池尻川（市管理））

護岸損壊1河川（新城市：宇利川（県管理））

砂防：護岸損壊1河川（新城市：黄柳川（県管理））

土砂崩れ2か所（豊川市：忍地区域1か所、南知多町：上海区域1か所）

2 避難指示等の状況

避難指示：0市（蒲郡市：9月2日（月）午後1時解除）

3 避難所の開設状況

	避難所開設数	避難者数	うち自主避難者数
豊橋市	0か所(52か所)	0世帯0人(6世帯8人)	0世帯0人(6世帯8人)
豊川市	0か所(10か所)	0世帯0人(2世帯2人)	0世帯0人(2世帯2人)
豊田市	0か所(16か所)	0世帯0人(5世帯8人)	0世帯0人(2世帯5人)
蒲郡市	0か所(1か所)	0世帯0人(4世帯9人)	0世帯0人(3世帯8人)
新城市	0か所(13か所)	0世帯0人(4世帯10人)	0世帯0人(4世帯10人)
知立市	0か所(1か所)	0世帯0人(0世帯0人)	0世帯0人(0世帯0人)
田原市	0か所(20か所)	0世帯0人(2世帯3人)	0世帯0人(2世帯3人)
設楽町	0か所(13か所)	0世帯0人(6世帯7人)	0世帯0人(3世帯3人)
東栄町	0か所(2か所)	0世帯0人(0世帯0人)	0世帯0人(0世帯0人)
豊根村	0か所(4か所)	0世帯0人(2世帯2人)	0世帯0人(0世帯0人)
計	0か所(132か所)	0世帯0人(31世帯49人)	0世帯0人(22世帯39人)

※()は最大数を記載

4 愛知県災害対策本部

設置：8月27日（火） 午前6時45分

廃止：9月2日（月） 午後1時25分

5 市町村災害対策本部の設置・廃止状況

設置：0市町村

廃止：15市町村（豊橋市、豊川市、刈谷市、豊田市、蒲郡市、常滑市、新城市、知立市、田原市、みよし市、大治町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村）

6 主な県の対応

・自衛隊に対して蒲郡市への派遣を要請

8月27日(火)午後10時11分(覚知日時)に蒲郡市において発生した土砂崩れによる生き埋め被害について、自衛隊法第83条第1項の規定により、自衛隊の派遣を要請した。

29日(木)午前11時、捜索・救助活動の終了に伴い、自衛隊の災害派遣の撤収を要請した。

・被災市への職員派遣

蒲郡市災害対策本部に対して、東三河方面本部等から情報収集・市町村支援要員として職員のべ8名を派遣した。

・災害救助法の県内市町村への適用

令和6年台風第10号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、県は蒲郡市に災害救助法の適用を決定した(法適用日:8月27日(火))。

(災害救助法適用:8月28日(水)記者発表済み。)

令和6年台風第10号の接近に伴う災害により、被害を受けるおそれが生じていることから、県は豊橋市、岡崎市、豊川市、津島市、豊田市、犬山市、小牧市、新城市、高浜市、田原市、東郷町、豊山町、蟹江町、飛島村、東浦町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村に災害救助法第2条第2項(おそれ段階)による災害救助法の適用を決定した(法適用日:8月29日(木))。

(災害救助法適用:8月30日(金)記者発表済み。)

災害救助法第2条第2項(おそれ段階)を適用した上記19市町村について、災害発生のおそれがなくなったことから、9月2日(月)をもって災害救助法に基づく救助を終了した。

(災害救助法に基づく救助終了:9月4日(水)記者発表済み。)

・蒲郡市の土砂崩れ箇所の現地調査

8月27日(火)に発生した蒲郡市竹谷町^{たけのやちようおおくご}大久古の土砂崩れについて、9月4日(水)の午後1時から、建設防災アドバイザー(名古屋大学田中隆文客員教授)と今後の災害発生見込みなどを確認するため現地調査を実施した。

7 ライフラインの被害状況

・電気

復旧済み